

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	横浜ゴム株式会社			コード	5101
提出日	2022年3月8日	異動（予定）日	2022年3月30日		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。 新たに金子裕子氏(取締役)を独立役員として指定し、山根節氏(取締役)、清水恵氏(監査役)を解除する。				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	岡田 秀一	社外取締役	○													○		有
2	竹中 宣雄	社外取締役	○													○		有
3	河野 宏和	社外取締役	○													○		有
4	堀 雅寿	社外取締役	○													○		有
5	金子 裕子	社外取締役	○													○	新任	有
6	亀井 淳	社外監査役	○													○		有
7	清水 恵	社外監査役														○	指定解除	有
8	木村 博紀	社外監査役	○										○					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	-----	岡田氏は、省庁における豊富な経験や日本の石油開発におけるリーディングカンパニーの経営者として、取締役会等においても、国際的な視野に立った見識を活かした有益な指摘・助言をいただいており、当社が社外取締役に期待する役割（経営判断が会社内部者の論理に偏ることがないよう、当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営を監視していただくこと）を果たしていただいております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
2	-----	竹中氏は、大手ハウスメーカーの経営者として、また同グループ会社での長年に亘る役員としての豊富な経験や見識を有しておられることから、その見識等に基づく有益な指摘・助言をいただいております。当社が社外取締役に期待する役割（経営判断が会社内部者の論理に偏ることがないよう、当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営を監視していただくこと）を果たしていただいております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
3	-----	河野氏は、長年に亘り日米の大学において経営工学および経営管理を専門に研究されている大学教授としてその豊富な経験に基づく、深い見識を活かした有益な指摘・助言をいただいております。当社が社外取締役に期待する役割（経営判断が会社内部者の論理に偏ることがないよう、当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営を監視していただくこと）を果たしていただいております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
4	-----	堀氏は、経営者としての豊富な経験や見識に加え、M&Aにおける実践や成功事例等の経験、見識を活かした有益な指摘・助言をいただいております。当社が社外取締役に期待する役割（経営判断が会社内部者の論理に偏ることがないよう、当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営を監視していただくこと）を果たしていただいております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
5	-----	金子氏は、監査法人での勤務経験豊富な公認会計士、監査論・監査実務を研究指導されている大学教授であり、その知見や見識を当社の経営全般に活かしていただくことにより、当社が社外取締役に期待する役割（経営判断が会社内部者の論理に偏ることがないよう、当社の経営陣とは独立した中立の立場から経営を監視していただくこと）を果たしていただくことを期待し、選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
6	-----	亀井氏は、流通業界大手企業での長年に亘る役員経験や代表取締役社長としての実績などの企業経営の目録を活かし、取締役会等においても忌憚のない質問、意見具申をしていただいております。当社が社外監査役に期待する役割（経営の健全性を確保し、その透明性を上げるために、外部的視点から経営を監視していただくこと）を果たしていただいております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
7	当社と清水氏が所属する法律事務所とは顧問契約はなく、また、役員の属性a～lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しておりますが、独立役員の指定は行いません。	-----
8	木村氏は、朝日生命保険相互会社の代表取締役社長であり、当社は同社と借入金等の取引関係を有しておりますが、同社は会社法施行規則第2条第3項第19号にいう「主要な取引先」に該当するものではなく、かつ、その取引条件も当社と関係を有しない他の事業者と同様のものであります。	木村氏は、金融機関の経営者としての業務経験、他社での社外役員としての豊富な経験、およびこれまでの経理、財務、資産運用での専門的な見識を活かし、取締役会等においても意見具申をしていただいております。当社が社外監査役に期待する役割（経営の健全性を確保し、その透明性を上げるために、外部的視点から経営を監視していただくこと）を果たしていただいております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。